



(指定居宅介護支援)
でじま・くにくさ居宅介護支援事業所
重 要 事 項 説 明 書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい
ことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用の事業所	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 秘密保持と個人情報の保護	9
8. 事故発生時の対応について	9
9. 要望及び苦情等の相談	10
10. 第三者評価の実施状況	11
11. その他	11
12. 指定介護予防支援業務について	11

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 3470107131

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|---------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定居宅介護支援 |
| (2) 施設の目的 | 居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | でじま・くにくさ居宅介護支援事業所 |
| (4) 施設の所在地 | 広島市南区出島一丁目18番17号 |
| (5) 電話番号 | 082-251-3370 |
| (6) 管理者名 | 本川 薫 |
| (7) 当事業所の運営方針 | <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> |
| (8) 開設年月日 | 平成24年4月1日 |
| (9) 通常の事業実施地域 | 広島市、坂町、海田町とする。 |
| (10) 営業日 | 月曜日から金曜日。ただし、1月1日から1月3日までを除く。 |
| (11) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護	平成24年 4月 1日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成29年 4月 1日	
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月1日 平成19年10月1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日 令和元年 9月 1日	—
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事
介護支援専門員	3	—	指定居宅介護支援の提供に当たる。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護支援専門員	8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

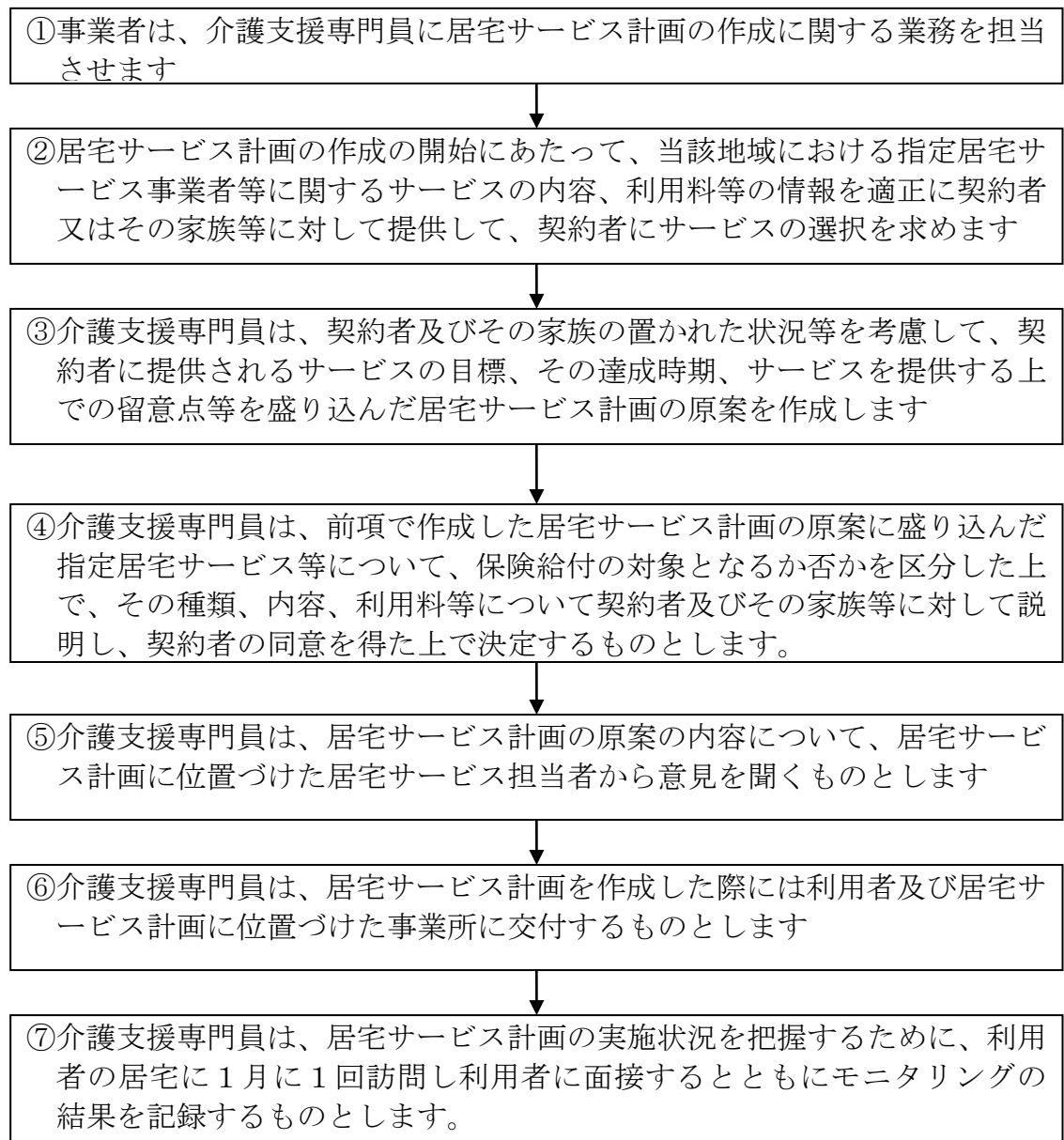
(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【居宅サービス計画の作成の流れ】



- ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
 ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
 ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ③ 居宅サービス計画の変更
 ご契約者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ④ 介護保険施設への紹介
 ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ その他
 利用者は担当職員に対し、複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

居宅介護支援費	1 1, 5 1 3 円	要介護度 1・2
	1 4, 9 5 8 円	要介護度 3・4・5

（加算部分）

初回加算	3, 2 1 0 円	新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
特定事業所加算	5, 4 0 3 円	常勤の主任介護支援専門員2

(Ⅰ)		名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合で、利用者総数のうち、所定の要介護区分の割合が一定の割合以上である場合
特定事業所加算 (Ⅱ)	4, 3 5 4 円	常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
特定事業所加算 (Ⅲ)	3, 3 0 6 円	常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を2名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
特定事業所加算 (A)	1, 0 7 0 円	常勤の介護支援専門員1名以上及び非常勤の介護支援専門員を1名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
入院時情報連携 加算 (Ⅰ)	2, 1 4 0 円	入院後3日以内に、当該病院又は当該診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
入院時情報連携 加算 (Ⅱ)	1, 0 7 0 円	入院後4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	4, 8 1 5 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	6, 4 2 0 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンフ

		アレンスにより 1 回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	6, 4 2 0 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	8, 0 2 5 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスにより受けた場合
退院・退所加算 (Ⅲ)	9, 6 3 0 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携 加算	5 3 5 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 1 4 0 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合
ターミナルケア マネジメント加算	4, 2 8 0 円	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よ

		りも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。
--	--	--

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。ただし自動車を使用した場合は、以下の額を徴収します。

区分(片道の距離)	交通費
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満	500円
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上	1000円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する

理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

また、その場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。

②発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。

③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を介護支援専門員に報告し、管理者より速やかにご家族へ連絡します。

②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

9. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：常務理事 横山 輝代子

2. 苦情受付担当者：介護支援専門員 本川 薫

電話番号 : 082-251-3370

3. 苦情解決の方法

①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

②受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

③その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

④その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市南区厚生 部福祉課高齢介 護係	所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号 電話番号 082-250-4138 FAX 082-254-9184 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00
海田町役場福祉 保健部長寿保険 課介護保険係	安芸郡海田町南昭和町14番17号 電話番号 082-823-9609 FAX 082-823-9627 受付時間 8:30～17:15

坂町役場民生部 保険健康課介護 高齢者係	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 電話番号 082-820-1504 FAX 082-820-1521 受付時間 8:30～17:30
----------------------------	---

10. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

11. その他

以下の場合に当事業所まで連絡ください。

- (1) 事前に当事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- (3) 要介護認定の申請を行った場合（新規申請、更新申請、区分変更申請等）
- (4) 各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合
- (5) 生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合
- (6) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合
- (7) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えてください。
またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

12. 指定介護予防支援業務について

指定介護予防支援事業者と当事業所が、指定介護予防支援業務の委託に関して契約を締結した場合、以下の業務を行います。

- ①介護予防サービス計画作成のための生活機能低下の背景・現員及び課題等の分析（以下@アセスメント）という。）及びアセスメントのため必要な認定調査結果等の情報の収集
- ②介護予防サービス計画原案の作成
- ③介護予防サービス計画原案に係るサービス担当者会議の開催等による専門的意見聴取

- ④介護予防サービス計画原案の同意取得
- ⑤介護予防サービス計画原案の交付
- ⑥指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- ⑦介護予防サービス計画の実施状況の把握
- ⑧介護予防サービス計画の達成状況に関する評価
- ⑨介護予防サービス計画の変更に係る①から⑤に関する業務
- ⑩要支援認定の申請に係る援助
- ⑪地域包括支援センターその他関係機関との連絡調整
- ⑫その他指定介護予防支援に係る必要な便宜の供与

【利用料】

上記の業務に係る委託料の額は1件あたり（広島市）

月額 初回：6,883円 継続：4,058円

月額 初回＋連携加算：10,093円 継続＋連携加算：7,268円

なお、利用者の自己負担はありません。

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 7月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成28年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成28年 8月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年 5月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年 5月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 5年11月 1日から一部改正する。